

税務相談室

出資額限度法人

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問い：最近、医療関係の新聞紙上等に、『出資額限度法人』に関する記事が見えます。この出資額限度法人とは“なにか”、について解りやすく説明していただきたい。

お答え：医療法人制度が創設されてから50年余が経過し、また、一人医師医療法人制度も創設以来18年が経過しました。当然に社員の高齢化や相続に伴う世代交代も起きて来ております。配当禁止規定により、時の経過とともに剰余が生じ、社員の退社時における多額の払戻請求権の行使によって医療法人の存続が困難になる事例も発生して来ました。その解決策として厚生労働省から打ち出したのが、この出資額限度法人制度です。

ご質問の“なにか”について、裁判例を加えながら簡単に解説し、少しでも先生のお役にたてればと思います。

I 出資額限度法人とは

社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時の残余財産分配請求権の及ぶ範囲を、**払込出資額**を限度とすることを定款において明らかにした社団医療法人のことです。

II 出資額限度法人の内容

社員が出資者であり、出資持分を有していることが前提となります。そして、解散時、脱退時の出資持分を有する者への返還額は、出資持分を有する者それぞれに対して出資額を超えないものとされています。

III 出資額限度法人の定款は

厚労省の、現行と出資額限度法人とのモデル定

款を比べてみましょう。

1 社団医療法人のモデル定款 第34条

本社団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。

2 出資額限度法人のモデル定款 第34条

本社団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、厚生労働大臣の認可を得て、国もしくは地方公共団体または租税特別措置法第67条の2に定める特定医療法人もしくは医療法第42条第2項に定める特別医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。

3 同上モデル定款 第34条の2

第9条および前条の規定は第32条の規定にかかわらず変更することはできない。ただし、特定医療法人または特別医療法人に移行するために変更する場合はこの限りではない。

IV 医療法人の持分に係る裁判例

- 1 東京地裁 平成6年3月24日判決
東京高裁 平成7年6月14日判決
最高裁 平成10年11月24日判決

2 判決内容

一審では脱退社員の主張が認められ払戻の価額が金5億4,686万2,471円とされたが、二審では同社員が医療法人の設立後11年を経過して出資し社員となっていることから、同社員の出資時における資産総額に対する同社員の出資額の比率に応じて退社時の資産の払戻しを受けるものとし、金588万3,696円とされ最高裁において確定した。

V 出資額限度法人の裁判例

- 1 東京地裁 平成12年10月5日判決
東京高裁 平成13年2月28日判決
最高裁 平成15年6月27日決定

2 判決内容

一審において出資額限度方式への定款変更が有効とされ、二審でも原審を支持し、払戻請求の価額について出資額を限度とし、最高裁において上告不受理の決定がなされ確定した。